

福岡市特別支援保育（さぽーと保育）の 「保育士さぽーと」を申請される保護者の方へ

1. 保育士さぽーとについて

福岡市では、障がいや発達の遅れのあるお子さんなど、特別な支援が必要なお子さんが、保育施設等で、他のお子さんたちとの生活を通して共に成長できるよう支援しております。特別な支援が必要と認められたお子さんは、支援が必要な程度によって「お子さんの状況に応じた支援」や「療育機関等による保育施設等への助言などの支援」を受けることができます。

2. 保育士さぽーとの申請ができるお子さんについて

- ◎ 心身の障がいや難病などがあるお子さん（手帳の有無は問いません）
- ◎ 発達の遅れがあるお子さん
- ◎ その他、特別な支援が必要なお子さん



3. 保育士さぽーと申請の流れ

※認定こども園の1号認定のお子さんの申請につきましては、保育支援課にお問い合わせください。

○発達検査の予約、診察、検査

- ※ 居住区域担当の療育センター等にて予約、受診してください。
- ※ 診察・検査が受けられるまでに時間を要することがありますので、早めに予約をとってください。
- ※ 療育センターの連絡先は、裏面をご覧ください。

○保育施設等の見学

- ※ 保育施設等によって保育内容が異なります。いろいろな園を見学して、複数の希望園を検討されることをおすすめします。

○入所希望の保育施設等に必要書類を提出

- ①さぽーと保育利用申請書（様式第1号）
- ②福岡市さぽーと保育（特別支援保育）調査票（別添第1号）
- ③身体障害者手帳や療育手帳のコピー（お持ちの方）

○保育施設等の利用申込の書類を提出

- ※ さぽーと保育の申請に必要な書類は、福岡市特別支援保育事業のホームページからダウンロードが可能です。
- ※ 保育施設等の利用申込書類の提出先等は、『福岡市保育施設等利用のご案内』にてご確認ください。

★**身体障害者手帳および療育手帳A1・A2・A3のいずれかをお持ちのお子さんにつきましては、必要書類①～③が揃い次第、できるだけ早めに区子育て支援課（第1希望の保育施設等が所在する区、希望が未定の場合は居住している区）にご提出ください。**

- 提出された申込書等や発達検査結果を元に、「福岡市特別支援保育協議会」にて、必要な支援の程度を判定いたします。
- 判定結果については、保育支援課から郵送、または、入所決定園から決定通知をお渡しします。なお、入所決定については、区子育て支援課から通知があります。

3. 療育センター等の連絡先（発達検査の予約）

担当区域	機関名・住所	TEL	FAX
中央区全域・城南区全域 博多区北部・早良区北部	あいあいセンター (心身障がい福祉センター) 中央区長浜1丁目2番8号	092-721-1611	092-721-5918
早良区南部 西区全域	西部療育センター 西区内浜1丁目5番54号	092-883-7161	092-883-7163
東区全域	東部療育センター 東区青葉4丁目1番1号	092-410-8234	092-691-3510
博多区南部 南区全域	南部療育センター 博多区三筑2丁目9番5号	092-558-4860	092-558-4835

※ 担当区域の詳細は、「福岡市立療育センター等の地域割り(50音別)」で検索してご確認ください。

4. 注意事項

- 保育士さぽーとは、判定された支援の程度によって支援を行う制度です。お子さん自身の育ちや他のお子さんとの育ち合いを大切にするため、支援を必要とする場面において、各園の加配保育士が支援を行います。
- 必要な支援の程度の見直しを希望する場合や保育士さぽーとを終了する場合、「さぽーと保育支援区分変更・利用終了申出書(別添第14号)」を保育施設等に提出してください。

★問い合わせ先★

福岡市こども未来局子育て支援部保育支援課 電話:092-711-4596 FAX:092-733-5718

